

遠別町奨学資金返還支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、遠別町内に就業し定住する者が、大学等に修学するために貸与を受けた奨学資金を返還する経費に対し、その一部を補助することにより、町内に就業する人材の確保と移住定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学資金 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する無利息の学資貸与金（第一種学資貸与金）及び利息付きの学資貸与金（第二種学資貸与金）
 - イ 都道府県及び市町村（遠別町を含む）の貸与型奨学資金
 - ウ その他町長が認める奨学資金
- (2) 補助交付者 第8条の規定に基づく本補助金の交付決定を受けた者
- (3) 町内事業者 町内に住所を有する個人又は法人であって、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有するものをいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (5) 町税等 住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、公営住宅使用料及び町に納付しなければならない各種使用料等をいう。
- (6) 雇用者 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。
 - ア 2箇月を超える雇用の見込みがあること。
 - イ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (7) 自営業者 第3号に規定する町内事業者として1年以上の営業実績を有し、次条に規定する補助対象者に該当する者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町内事業者の雇用者又は自営業者であって、5年以上就業する見込みの者

- (3) 補助金の交付申請（初回に限る。）があった日の属する年度の末日における年齢が35歳以下の者
- (4) 第7条に規定する補助金の交付申請をする年度において、大学等の在学期間中に貸与を受けた奨学資金の返還を開始する又は返還している者
- (5) 奨学資金の返還に対し、他の機関から助成等の支援を受けていない者
- (6) 町税等を滞納していない者並びに不納欠損処分を受けた場合は、その処分の日から3年を経過している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、第7条の規定による補助金の交付申請日以降、当該年度中における雇用者である期間中に奨学資金を返還する合計金額とし、申請日において返還期限が到来していない返還額とする。

2 繰上償還等による奨学資金返還額分は、補助対象経費に含まないものとする。

（補助率及び限度額）

第5条 補助金の額は、補助金を申請する年度内に返還した奨学資金の額の2分の1以内とする。ただし、一の年度における補助金の額は、2万円に補助金の交付を受けようとする年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付対象期間）

第6条 補助金の交付対象期間は、次条の規定による補助金の交付申請日以降に奨学資金を返還する月から5年間とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、遠別町奨学資金返還支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて補助金の交付対象期間中毎年度町長に提出しなければならない。

- (1) 初年度の申請時のみ添付が必要な書類
 - ア 大学等へ修学していた又は卒業を証する書類の写し
 - イ 奨学資金の貸与を受けたことを証する書類の写し
 - ウ 奨学資金の返還期間及び返還額を確認できる書類の写し
- (2) 毎年度の申請時に添付が必要な書類

ア 住民票の写し

イ 申請日の属する年度内に返還すべき奨学資金の返還金額を確認できる書類の写し

ウ 次のいずれかに掲げる就労を証する書類

(ア) 雇用者 雇用証明書（別記様式第2号）

(イ) 自営業者 申請日前1年間において事業を営んでいることを証する書類（所得課税証明書、確定申告書の写し等）

エ その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請をする者は、本支援制度を所管する課が町税等を滞納していないことを確認するため、町税等の収納管理を所管する課等に照会し回答を得ることに同意しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、内容審査のうえ、交付することを決定したときは補助交付者に遠別町奨学資金返還支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知し、交付しないことを決定したときは当該補助金の交付申請をした者に遠別町奨学資金返還支援事業補助金却下決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

（補助金の変更申請等）

第9条 補助交付者は、交付申請書の内容に変更が生じたときは、遠別町奨学資金返還支援事業変更申請書兼取下げ申出書（別記様式第5号）により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、当該補助金の交付に影響しない軽微な内容の変更についてはこの限りでない。

（補助金の変更承認等）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の変更申請又は取下げの申出があったときは、内容審査のうえ、変更又は取下げすることを承認したときは遠別町奨学資金返還支援事業変更（取下げ）承認書（別記様式第6号）により通知する。

（補助金の実績報告）

第11条 補助交付者は、当該年度中に補助対象経費である奨学資金の返還を全て終えた後、3月31日までに遠別町奨学資金返還支援事業実績報告書（別記様式第7号。以下「実績報告書」という。）に奨学資金を返還したことを証する書類の写し及びその他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（事業の完了検査）

第12条 町長は、実績報告書の提出があったときは、当該報告書類の審査及び必要に応じて行う事情聴取等により、その成果が補助金の交付決定（変更承認）の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを検査し検査調書（別記様式第8号）を作成する。

（補助金額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による検査の結果、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助交付者に遠別町奨学資金返還支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第9号。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。

（補助金の請求）

第14条 交付額確定通知書による通知を受けた補助交付者は、町長に当該補助金を請求することができる。この場合において、遠別町奨学資金返還支援事業補助金請求書（別記様式第10号）により速やかに請求するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第15条 補助交付者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、町長は補助金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 第3条各号に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- （3） その他町長が補助交付者として適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定の取消し等を行うときは、遠別町奨学資金返還支援事業補助金交付決定取消等通知書兼返還請求書（別記様式第11号）により通知及び請求する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。